

協議事項26

市立学校園における新型コロナウイルス感染症対策等について

市立学校園における新型コロナウイルス感染症対策等について、協議事項として以下のとおり提案する。

令和2年8月24日提出

神戸市教育委員会事務局

事務局長 長谷川 達也



## 文部科学省「衛生管理マニュアル」の改訂に伴う留意事項について

このたび、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」（文部科学省・令和2年8月6日改訂。以下「衛生管理マニュアル」と表記。）が改訂されましたので、ご留意いただきたい内容等について下記のとおりお知らせします。

### 記

#### 1. マスクの着用について

- ・十分な身体的距離が確保できる場合は、マスクの着用は必要ありません。
  - ・熱中症などのリスクが高いと判断される場合は、マスクを外し、換気や児童生徒等の間に十分な距離を保つなどの配慮をお願いします。（熱中症への対応を優先させてください。）
  - ・気温が高い時期の登下校時も同様です。自分で判断が難しい子供には積極的な声かけ等をお願いします。
  - ・また、マスクの着用により加湿されるため、のどの渇きを感じにくくなります。のどが渇いていなくてもこまめな水分補給を行うよう指導をお願いします。
- ※詳細は、「衛生管理マニュアル」32～33・44ページを参照してください。

#### 2. 清掃・消毒について

- ・「衛生管理マニュアル」では、消毒について、通常の清掃活動の中でポイントを絞って消毒の効果を取り入れることとされています。
- ・床は通常の清掃活動の範囲で対応することとし、机・椅子について特別な消毒作業は必要ありません。
- ・多くの人が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は、1日に1回、水拭きした後、消毒液（次亜塩素酸ナトリウムなど）または家庭用洗剤を使用して、消毒を行ってください。地域の方やPTAの協力を得て実施している学校園もあります。また、清掃活動において、家庭用洗剤等を用いた拭き掃除を行うことでこれに代替することも可能です。その場合、仕上げの水拭きが不用な洗剤を使用すると効率的です。
- ・万一、学校園内で感染が判明した場合には、消毒用エタノールまたは0.05%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液により消毒するようにします。

※詳細は、「衛生管理マニュアル」23～25ページを参照してください。

#### 3. トイレの清掃について

- ・トイレの清掃は、教員の指導のもと、換気を行い、マスクの着用を徹底して行ってください。

- ・また、可能な限り使い捨て手袋を使用した上で、清掃中は顔をさわらないように注意するとともに、清掃後は石けんを使用して必ず手洗いを行うこととし、教員が確認してください。
- ・床に水をまく場合や便器をブラシでこする場合は、水しぶきがかからないように十分に気をつけるよう指導してください。
- ・原則として、小学校低学年が清掃することを控えるとともに、便器が汚れている場合は、従来通り教員が対応してください。

#### 4. その他

- ・換気が悪く、人が集まって過ごすような空間においては、エアロゾル（気体中に浮遊する微粒子と周囲の気体の混合体）を介してクラスター（集団感染）が発生するリスクが高くなります。3つの密（密閉、密集、密接）と、飛沫感染のリスクを高めるような「大声」に注意することが必要です。
- ・フェイスシールドやマウスシールドは、マスクとは機能が異なるため、使用するにあたっては注意が必要です。聴覚障害のある児童生徒等への対応のため、使用する場合は、距離や換気に特に気をつけてください。

##### ※フェイスシールドについて

基本的に飛沫感染を防止するために着用するものであるが、飛沫を飛ばすことを十分に防ぐことはできないものと考えられる。

##### ※マウスシールド（透明マスク）について

一般的に上部が開放されており、飛沫感染を十分に防ぐことはできないものと考えられる。

**児童生徒等や教職員が  
新型コロナウイルス感染者等になった場合の対応について  
(令和2年8月17日時点)**

在籍している児童生徒等や勤務している教職員が感染者等になった場合の基本的な対応についてお知らせします。(波線部が変更点になります。)

感染者等が発生した場合、児童生徒等は「新型コロナウイルス感染者等の状況報告(改訂版:0714)」で、教職員は「新型コロナウイルス感染症 職員感染(疑い)報告(速報版)」で、健康教育課までご連絡ください。

なお、これらの情報については、令和2年8月17日時点のものであり、市内の感染状況などにより、変更する可能性があります。

**(1) 在籍している児童生徒等や勤務している教職員が感染者になった場合**

- ◎原則、児童生徒等や教職員の感染が分かった場合、保健所により濃厚接触者が特定されるまでの間、学校園の全部または一部を臨時休業とする。その期間は、保健所と相談の上、決定する。
- ◎その後、濃厚接触者や健康観察対象者の特定状況に応じて、学校園の全部または一部を臨時休業とする。学校園において濃厚接触者や健康観察対象者がいないなど感染拡大のおそれがない場合には、臨時休業としない場合もある。臨時休業する場合の期間は、保健所と相談の上、決定する。また、感染拡大の状況により、期間を延長する場合があります。
- 感染者である児童生徒等は、医師の指示により登校園可能(治癒)となるまでの間、登校園しない。(出席停止扱い)
- 感染者である教職員は、医師の指示により出勤可能(治癒)となるまでの間、出勤停止とする。(扱いについては教職員課からの通知を参照)

\*感染症法に基づき、保健所は新型コロナウイルス感染症の患者へ、病原体を保有しなくなったことが確認できるまで入院勧告を行う。また患者や関係者へ、疫学調査を実施する。

**(2) 在籍している児童生徒等や勤務している教職員が濃厚接触者と特定された場合**

- ◎児童生徒等が濃厚接触者と特定された場合、保健所と相談の上、状況に応じて対応する。
- 濃厚接触者である児童生徒等は、原則、感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から14日間、登校園しない。(出席停止扱い)
- 濃厚接触者である教職員は、原則、感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から14日間、出勤停止とする。(扱いについては教職員課からの通知を参照)

**(3) その他の場合**

- ①児童生徒等に発熱等の風邪の症状がみられるときは、症状がなくなるまでは自宅で休養するよう指導するとともに、かかりつけ医や校医への受診をすすめる。(出席停止扱い)
- ②児童生徒等の同居者が濃厚接触者と特定された場合は、学校園に報告してもらうよう協力要請する。  
原則、濃厚接触者である同居者のPCR検査の結果が出るまでの間、登校園しない。また、濃厚接触者である同居者の検査結果が陰性であっても、当該同居者に発熱等の風邪の症状がみられたときは登校園しない。(出席停止扱い)  
それ以外は、登校園を可能とする。  
(教職員の扱いについては教職員課からの通知を参照)
- ③児童生徒等やその家族に基礎疾患のある場合や、感染の不安等を理由に登校園できないなど配慮すべき事情がある場合には、当面の間、欠席扱いしないなど、柔軟な対応を行うこととする。(宿泊行事についても同様)